

Certification scheme MPS Florimark Trade

MPS フロリマークトレード認証規格
は、以下により発行された：
Stichting MPS (MPS 財団)
P.O. Box 533
2675 ZT Honselersdijk
The Netherlands
tel: +31 (0)174 615715
www@my-mps.com

発行日： 2005年12月5日

設定者： MPS ステークホルダー委員会、2015年9月30日、
2015年10月7日 MPS 取締役会にて承認

バージョン： 2
有効日 2016年1月1日
強制日 2016年7月1日

疑わしい場合又はあいまいな場合はオランダ語の認証が優先される。

MPS 財団の事前の書面による許諾なしで、印刷、写真複写、マイクロフィルムほかいかなる方法においてもこの認証の一部を再生および/または発行されない。

目次

0.	一般条項	4
0.1	MPS フロリマーク・トレード認証規格の構造	4
0.2	用語と定義	4
0.3	適用範囲	5
0.4	目的	6
0.5	財源	6
0.6	免除	6
0.7	責務	7
0.8	認証機関	7
0.9	認証審査	7
0.10	定期審査	8
0.11	抜き打ち審査	8
0.12	テーマごとの調査	9
0.13	フロリマーク総合商標の使用	9
0.14	制裁	9
0.15	改定	9
0.16	公表	10
A	Florimark TraceCert 認証の必要条件	11
1.	品質と物流の管理	11
1.1.	受入検査	11
1.2.	保管	11
1.3.	在庫管理	11
1.4.	中間品質検査	12
1.5.	配送	12
1.6.	トレーサビリティ	12
B	Florimark GTP 認証の必要条件	13
1.	必要条件全般	13
1.1.	商品品質(全般)	13
1.2.	品揃え	13
1.3.	品質規格	13
1.4.	物流(全般)	14
1.5.	プロセスマネジメント(全般)	14
2.	品質および物流の管理	14
2.1.	受入検査	14
2.2.	保管	15
2.3.	在庫管理(管理上の)	15
2.4.	中間品質検査	15
2.5.	配送	15
2.6.	処理および取り扱い	16
2.7.	出荷	16
2.8.	輸送	16
2.9.	トレーサビリティ	17
3.	サプライチェーンにおける協力体制	18
3.1.	仕入	18
3.2.	出荷の問題について顧客への情報提供	18

3.3.	生産者との情報交換	18
3.4.	苦情処理	19
3.5.	顧客満足度調査	19
4.	社内組織、倫理、環境	20
4.1.	品質と環境方針	20
4.2.	人事方針、研修、安全衛生	20
4.3.	職務、責任、権限および雇用条件	21
4.4.	改善マネジメント	22
4.5.	文書管理と保管	22
C	MPS Florimark・Trade 認証取得の必要条件	23
1.	必要条件全般	23
1.1.	品質システム	23

補遺

- A: トレードマークの例
- B: MPS-Florimark 認証料
- C: MPS-Florimark Trade 認証の制裁規則

0. 一般条項

0.1 MPS フロリマーク・トレード認証規格の構造

認証規格は次の要素で構成される。

- ▶ 0:MPS フロリマーク・トレード認証規格、または、それを構成する要素(フロリマーク トレースサート、フロリマーク ジーティーピー、MPS フロリマーク・トレード)の一つに基づいて認証を受けた認証取得者すべてに適用される一般条項。
 - A: フロリマーク トレースサートに特定される条項。
 - B: フロリマーク ジーティーピーに特定される条項。
 - C: MPS フロリマーク・トレードに特定される条項。

部分認証の取得には、次の条件を満たさなければならない。

- ▶ フロリマーク トレースサート:セクション 0 およびセクション A に挙げられた必要条件の実施。
- ▶ フロリマーク ジーティーピー:セクション 0 およびセクション B に挙げられた必要条件の実施。
- ▶ MPS フロリマーク・トレード:すべての認証規格(セクション 0、A、B および C)における必要条件の実施。

!! 部分認証については、本文書中で MPS フロリマーク・トレードについて言及がなされている場合には、その関連する部分認証を指すものとする。

0.2 用語と定義

次の定義が適用される。

申請者

MPS フロリマーク・トレード認証またはその認証を構成する要素の一つ(トレースサート、ジーティーピー)における認証取得のため、認証機関に申請書を提出した会社。

会社

自らの費用負担、自らの責任において商品の取引を行う組織、また、独立した組織的な事業者(運営会社レベル)

園芸生産物

観賞用の植物、栽培材料、ハイドロカルチャーおよび花の種子

樹木

樹木と多年生植物

認証

特定された要件を満たしているという正当な証明が得られる場合、プロセス、商品、人もしくは組織に授与されるステータスの証明。

認証取得者

認証規格(の一部)に基づいて認証機関により認証を取得した会社。該当する認証をすでに取得しており、その認証規格(又は、規格中の該当する項目)を満たす義務を有する。

認証機関

認証取得者が認証規格の必要条件を順守しているかどうかの審査を行う権限を有する組織(MPS とのライセンス契約に基づく)。また、MPS フロリマーク・トレード、フロリマーク トレースサート、フロリマーク ジーティーピー および/または ISO 9001 認証を付与する権限を与えられている。認証機関は、www.my-mps.comに表示されている。

認証規格

フロリマーク トレースサート、フロリマーク ジーティーピーおよび ISO の要求事項と一般的要求事項を反映した、MPS フロリマーク・トレード認証規格。

部分認証

セクション A(フロリマーク トレースサート)、セクション B(フロリマーク ジーティーピー)またはセクション C(ISO)に基づく規格に定められているとおり、特定の必要条件が順守されているという確証がある場合に、プロセス、商品、人または組織に対して発行される、その状態を証明するもの。

参加者

認証取得者参照。

書類

様々な形式(紙面もしくはコンピューター等)で記録される認証取得卸売業者の品質管理システムに関する情報。

食用植物

ハーブを含む、食用の(消費に適した)植物、又は植物の一部。

コンディションの整った保管スペース

一定の温度で保管されなければならない切花や鉢物を、一晩もしくは週末の間、保管することが出来る清潔なスペース。

園芸生産物及び/又は樹木の卸売

切花や鉢物及び/又は球根及び/又は塊茎及び/または樹木を購入し、小売店や、ビジネスで使用する人々や団体に販売するビジネス。以後、園芸生産物及び/又は樹木と呼称する。

ハイドロカルチャー

プランターや鉢における使用のため、植物の根が、水と栄養分を含むトレイやポットに入った多孔性の粘土や石で支えられている。

ISO 9001

品質管理システムの国際規格;最新のバージョンが適用される。

品質マーク

ベネルクストレードマークに掲げられており、その規則が適用される品質マーク。

記録

業務プロセスの結果を書類として完了もしくは準備すること。

観賞用植物

観賞目的のための、葉、花または果実の付いた植物体の全体又は一部。

栽培材料

園芸商品の栽培または育種、またはそれらの目的のために使用される植物と植物の一部。

0.3 適用範囲

- a) 認証規格は園芸生産物、樹木、及び食用植物に適用される。その要求事項は、園芸生産物の品質、購買、販売、物流プロセスの品質、供給者及び顧客との情報交換、または品質方針、教育や改善管理を含む企業の内部組織に関するものである。
- b) 認証取得者は、園芸生産物、樹木、又は食用植物の卸売業者である。

- c) 認証取得者は、生産プロセス、商品、及びサービスが認証規格に規定された要求事項を満たすことを保証するために、品質システムを運用している。認証取得者は、使用している品質システムが正しく適用され、認証規格の条件を満たしていることを証明できなければならない。認証取得者は、フロリマークトレード認証規格の適用範囲における会社のいかなる部分も除外することはできない。関連する全ての社内部署は、認証機関による評価の対象となる。
- d) 申請者は、認証を申請する時点で、認証範囲を明示しなければならない。その範囲は、認証申請が提出される前にはっきりさせなければならない。

0.4 目的

- a) 認証規格の目的は以下の通り。
 - 1. 花き園芸商品を供給するにあたり、園芸生産物、樹木及び食用植物の品質とロジスティックサービスの品質を効果的に管理している卸売業者の市場での地位の向上を促す。
 - 2. 品質、環境および社会的側面に関して、園芸生産物、樹木及び食用植物の卸売業者への品質管理の改善を促す。
 - 3. 卸売業の（質の高い）イメージを強化する。
 - 4. 園芸生産物、樹木及び食用植物の生産から販売までの各段階の品質管理の強化に貢献する。
- b) 認証規格はこの目的の達成に貢献するため以下の事項を行う。
 - 1. 認証という形で、卸売業者の高品質管理の基準を明確化する。
 - 2. 園芸生産物、樹木及び食用植物の生産から販売のサプライチェーンにおける供給者と顧客の協力と調和を強化するような認証規格の認証条件を含む。
 - 3. 総合の品質マークを発行し、認証規格と品質マークの認知を促進する。
 - 4. 認証会社及び卸売業全体としての更なる品質管理強化を目的として、認証規格自体の改善促進。

0.5 財源

- a) 認証取得者は、MPS に年次負担金を支払わなければならない。MPS 委員会は、連帯して毎年、予算を作成する。MPS フロリマーク・トレード参加者の支払う年次負担金額は、予算の承認および作成時に決定される。年次負担金額は公表される。
- b) 年次負担金の内訳は(補遺 B 参照)
 - 理事会と経営の経費
 - 販売促進活動の経費
- c) 申請者と参加者は認証審査や定期審査を行う認証機関へ、同経費を支払わねばならない。これらの経費は、認証機関と申請者もしくは参加者との各々の契約に基づき、関係する認証機関から、直接、請求される。

0.6 免除

- a) MPS 専門委員会により、一つもしくはそれ以上の条件や義務が免除される場合がある。これらは、条件の順守要求が合理的でない、あるいは、他の手段によりある条件が満たされていることが証明されている場合である。
- b) そのような免除を理由に部分的に与えられる免除と証明書に、制限、条件と規程を付けられることができる。

0.7 責務

- a) MPS は、申請者、認証取得者、あるいは、第三者が被った損失について、認証規格の実施により生じた、あるいは、それに関連したいかなるものに対しても責任を負わない。認証取得者は、第三者からのクレームに対して MPS を免責とする。

0.8 認証機関

- a) MPS フロリマーク・トレードの条件を満たしているかどうかについての審査は、MPS とライセンス契約を交わした認証機関が行う。
- b) 審査には以下の条件を満たす審査人を必要とする。
- 花を栽培する分野における実証可能な知識と経験を持っている者。これは、少なくとも、MBO/HBO(中等/高等の職業教育)レベル或いは、同等の園芸教育を修了し、かつ少なくとも二年間の関連する職業経験によって補完されることが必要とされる。
 - 品質管理の知識を有する者。
 - 数日間にわたる審査実績の課程に参加したことのある者。
 - 少なくとも 10 回、システム認証の認証審査を実施したことがあるか、あるいは、資格を有する MPS フロリマーク・トレード審査人の監督の下で、研修生として少なくとも1回の MPS フロリマーク・トレードの初回認証審査、あるいは、2 回の定期審査を実施したことがある者。
 - MPS フロリマーク・トレード認証規格に関して詳細な知識を持ち、かつ、MPS が組織する審査フォーラムに参加したり、少なくとも年に1回、MPS フロリマーク・トレードの初回認証審査、あるいは、2 回の定期審査を実施することで、その知識を維持している者。
 - その客観的見解が確実な者。

0.9 認証審査

- a) 初回審査(認証審査)において、認証機関は、申告者の品質システムと商品が認証規格に規定された要件を満たしているかどうかを確認し、認証する。
- b) 下の表は準備時間を含む、一つの場所における、認証当りの最低要求時間を示している。追加場所に要求される追加時間も示している。

認証規格／認証の一部	初回審査の最低要求時間	追加場所あたりの追加時間
MPS-Florimark Trade	ISO+GTP のために最低 4 時間	ISO+GTP のために最低 4 時間
GTP	12時間	最低4時間
Trace Cert	6時間	最低4時間

- c) MPS フロリマーク・トレードの定期審査をその他の認証制度の審査と統合することは認められる。
- d) 評価は、経営者及び/またはスタッフ、ならびに申請者への企業インタビュー、会社所在地における観察、記録と管理の詳細の評価、商品評価を通じて行われる。
- e) 認証が付与されてから一週間以内に、認証機関は MPS に次の情報を提供する。

- 認証取得企業の名称、ビジネスを営む企業名が異なる場合はその名称。
- 法的にその企業を代表する人の名前。
- 認証取得企業の住所と事業運営上、関連する営業所の所在地。
- 認証取得者として初回登録の日付。
- 認証範囲
- 認証の有効期間

0.10 定期審査

- a) 認証取得者は、定期的に認証機関により審査を受けなければならない。審査内容は、認証取得者の品質システムおよび商品が、認証規格に規定されている必要条件を引き続き満たしているか、また、MPS フロリマーク・トレード品質マークがその制度の規定どおりに使用されているかについてである。
- b) その頻度は、ISO 17021*の適用についての指針である、国際規格 EA-7/01 に従って、少なくとも、1年に1度とする。
- c) 認証団体と取得者の間で定期審査の実施に関して契約が締結される。契約は3年間有効である。3年の期間終了後、品質保証システム全般が再評価される。
- d) 下の表は準備時間を含む、一つの場所における、認証当りの最低要求時間を示している。追加場所に要求される追加時間も示している。

認証規格／認証の一部	定期審査の最低要求時間	追加場所あたりの追加時間
MPS-Florimark Trade	ISO+GTP のために最低 4 時間	ISO+GTP のために最低 4 時間
GTP	8時間	最低4時間
Trace Cert	6時間	最低4時間

- e) MPS フロリマーク・トレードの定期審査をその他の認証制度と統合することは認められる。
- f) 認証機関は、例えば不備が発見された場合等に、追加の定期審査が必要であると規定することが可能である。
- g) 評価は、経営者及び/またはスタッフ、ならびに申請者への企業インタビュー、会社所在地における観察、記録と管理の詳細の評価、商品評価を通じて行われる。

(* ISO 17021 の適用についての指針である、規格 EA-7/01 は、ISO9001 認証に適用される。この規格は、審査頻度について、当該会社が継続的に最低年1回という頻度の認証規格の要求を満足させることを認証機関が確実に取り計らうものとするを述べている。)

0.11 抜き打ち審査

- a) 各認証機関は、毎年、MPS-Florimark Trade の認証会社、（又は部分認証会社）の 10%に対して、抜き打ち審査を実施しなければならない。
- b) 各認証機関は、毎年、最低1社の抜き打ち審査をしなければならない。言い換えれば、ある審査機関の審査対象が10社未満の場合であっても、最低1社は実施しなければならない。
- c) 認証機関は、地理的な面や過去の審査履歴を基に、適切な会社を選定する。
- d) Florimark TraceCert の要求事項のみの審査とする。
- e) 関連費用は、MPS 本部が負担する。（認証規格に記載された審査時間を MAX とする）

0.12 テーマ調査

- a) MPSは、テーマを設定した調査を、認証規格の稼動状況を審査するための定期審査の一環として定期的に行うことが出来る。調査のテーマはMPSが決定する。
- b) 認証機関は、これらの調査を定期審査の一環として行い、追加料金を請求することはない。認証取得者は、これらの調査に協力しなければならない。これらテーマごとの調査結果は、認証機関によりMPSに報告される。

0.13 フロリマーク総合商標の使用

- a) MPS は、認証取得者による MPS フロリマーク・トレード総合商標の非独占的使用権を保証する。フロリマーク総合商標の使用権利は、フロリマークの認証規格によって認証された、認証取得者のみに適用される。さらに、認証取得者の使用は最低限、以下の要求事項を満たさなければならない。
 - ・認証機関の認証に対する最新バージョン規格に沿っている。
 - ・MPSにより定められたMPSフロリマーク・トレードの一つの認証規格の最新バージョン。
 - ・そして、他の新たなかつ／又は修正された規則、かつ／又はこの契約が施行された後に有効となった条項。
- b) MPS フロリマーク・トレード認証取得者は、会社紹介物にフロリマーク品質マークを使用する権利が付与されている。(例えば、文具類および請求書／購買書類)
- c) MPS フロリマーク・トレード認証取得者は、フロリマーク品質マークを商品に使用してはならない。(MPS フロリマーク・トレード認証取得者は、フロリマーク品質マークを商品に表示することはできない)MPS フロリマーク・トレード認証取得者は、フロリマークのロゴが明らかに組織の名称と関連付けられている場合には、箱にフロリマークのロゴを使用してもよい。
- d) ロゴのデジタルデザインは、MPS の提供により認証取得者が使用できる。ロゴの形、大きさ、色等はMPSが制定した条項に従わなければならない。ロゴの寸法は、3. 6×4. 4cm。50%縮小と150%拡大まではしてもよい。これ以上の縮小拡大は、MPSとの協議事項。
- e) 契約解除の場合、MPSフロリマーク・トレードのロゴ、認証、又は、MPSフロリマーク・トレードに関連した全ての文書は、使用規則及び他の規則に則って使用してはならない。

0.14 制裁

- a) 認証取得者に認証規格の義務の不履行があれば、認証機関の制裁規則が適用される。
- b) 認証取得者が認証規格に反する行為を行った場合、MPS フロリマーク・トレード総合商標の利用権は取り消される。

0.15 改定

- a) MPS 理事会は、MPS 専門委員会のアドバイスを受けて、認証規格を改定する権限を有する。
- b) この認証規格に関する規則、条件、規制が変更される場合には最新版が適用される。

0.16 公表

- a) 認証規格のコピーは、ウェブサイトwww.my-mps.comからダウンロードできる。
- b) 参加者は、登録期間中、全ての認証規格の修正情報を受け取る。
- c) MPS フロリマーク・トレード参加者の最新リストは、公表されており、www.my-mps.comにてダウンロードできる。ステークホルダー委員会は、データの利用方法を決定する。MPSステークホルダー委員会に関する情報は、「MPS組織について」の中のwww.my-mps.comにて入手できる。

A フロリマーク トレースサート認証の必要条件

MPS フロリマーク トレースサート認証を取得するには、以下の条件を満たしていなければならない。

- a) この文書の 0 章に含まれる必要条件
- b) 必要条件は下記の通りである

組織が要求事項に係わる製品のコンプライアンスに影響するプロセスを下請けに出すことを選ぶならば、組織はそのプロセスが制御されることを確実にしなければならない。これらのプロセスに適用される規制の方法と程度は、良質な管理システムで定められる。

1. 品質と物流の管理

1.1. 受入検査

- a) 認証を取得した会社は、入荷した園芸生産物及び／又は樹木すべての商品について到着時に、商品が入荷規準を順守しているか、会社の品質基準を満たしているか、商品が十分に新鮮であるか確認をする。もし全ての商品のチェックが不可能な場合、信頼度を保証するための代表的な数量のサンプルチェックを行う。
- b) 認証を取得した会社は、チェック担当者が確認すべき重要ポイントについての情報について、利用できる体制をとっている。この情報には商品規格も含まれる。
- c) 基準未達が発生した場合、認証を取得した会社は、少なくとも基準未達の内容、供給者名、及びその後の対応を記録する。

1.2. 保管

- a) 該当する場合、認証を取得した会社は、生産物の保管条件を満たすスペースを持っている。保管場所と温度／湿度は、生産物の特性に適合している。例えば、以下のような範囲／区画で区別される。:切花のための低温エリア、切花のための若干高めの低温エリア、鉢物エリア、食用植物のエリア。
- b) 出荷予定の園芸生産物は、少なくとも夜間は温度調節のできるスペースに保管される。
- c) 認証を取得した会社は、少なくとも温度調節可能な保管場所で温度に関して基準未達が発生した場合(例えば不手際によって)、その内容と対応を記録する

1.3. 在庫管理

- a) 認証を取得した会社は、園芸生産物及び／又は樹木のロットについてロットレベルでの在庫管理システムを有している。ロット毎に、在庫管理システムは、生産物情報(品種、栽培品種、タイプ)、入荷日、供給者情報、購入日の記録を含む。
- b) 認証を取得した会社は、不良品の量とその理由を記録する。
- c) 認証を取得した会社は、毎営業日終了後に入荷日と鮮度を記載した在庫リストをチェックする。在庫リストで最低限の品質基準を満たしていないとされるものは、目視で判断し、
 ー使用不可の場合は、在庫から外すか
 ー限定仕様にも合わない場合は、規格外品として表示される。

1.4. 中間品質検査

- a) 認証を取得した会社は、保管中の園芸生産物、樹木及び／又は食用植物の品質、及び／又は、保管のための必要条件(該当する場合、温度、湿度、保管日数)をチェックする。
- b) 園芸生産物、樹木及び／又は食用植物の鮮度は、取扱い、加工、出荷の際にチェック、及び記録される。

1.5. 配送

- a) 認証を取得した会社は、商品を間違いなく、正しい顧客に配送する責任がある。顧客の注文により購入された、園芸生産物、樹木及び／又は食用植物のバッチを、分荷の際に他の顧客のものと混同しないような仕組みを持っている。

1.6. トレーサビリティ

- a) 認証を取得した会社は、園芸生産物、樹木及び／又は食用植物の商品についての情報を添付している。下記の事項は最低限、明記する：
 - 1.商品ごとの識別
 - 2.商品の品質区分
 - 3.会社の定めた方法(ラベル、在庫番号、セリ販売記録、配送伝票、固定された置場等)による検査状況(例えば、受入検査は行われたか)
- b) 認証を取得した会社は、全ての商品について直接の供給者を記録する。市場で購入した場合は市場への供給者を記録する。原産国は明記する。
- c) 認証を取得した会社は、顧客へのすべての出荷と、出荷した商品(品種、量、等級など)を記録する。
- d) 購入ロット・加工・顧客への配送の記録は、商品の元々の供給者が明らかに確認できる。以下の場合、ロットの完璧なトレーサビリティは必要ではない。
 - 花束及びミックストレイの場合。・・・花をまとめる際にどのロットを使用したかを記録する。
 - 複数の入荷ロットから同じ品質の商品を混ぜ合わせた場合。・・・混ぜ合わせた時点で使用したロットを記録する。
- e) 切花の場合は少なくとも3週間、鉢物の場合は少なくとも6週間、出荷した切花・鉢物の追跡ができる管理システムがある。樹木は供給後少なくとも1成育シーズン、追跡できなければならない。
- f) 記録の保管期間は、記録の性質と法律の規定によって定められる。当初のチェック記録は、基準外品の記録に加えて保管される。苦情処理が行われている場合は、苦情処理がすべて終了するまで記録を保管する。アセスメントレポートとその他の組織に関連する記録は少なくとも6ヶ月間保管する
- g) 使用された包装材は識別される。
- h) 特定品質マークのある商品(例 MPS-ABC、MPS-SQ、EKO、milieukeur)の場合、品質マークを付けたまま顧客に提供される。これらの商品は、書類および現物を入荷から出荷まで他の商品と区別する。

B フロリマーク ジーティーピー認証の必要条件

MPS フロリマーク・ジーティーピー認証を取得するには、以下の条件を満たしていなければならない。

- a) この文書の 0 章に含まれる必要条件
- b) この文書のセクション A に含まれる必要条件(色付けされた下記の条件も含む)
- c) 必要条件は下記の通りである

組織が要求事項に係わる製品のコンプライアンスに影響するプロセスを下請けに出すことを選ぶならば、組織はそのプロセスが制御されることを確実にしなければならない。これらのプロセスに適用される規制の方法と程度は、良質な管理システムで定められる。

1. 必要条件全般

1.1. 商品品質 (全般)

- a) 認証を取得した会社は、顧客の期待に応え、かつ顧客との契約に見合った品質の園芸生産物、樹木、及び／又は食用植物を供給する。
- b) 認証を取得した会社は、商品の特質と使用に合わせて、花き園芸商品の観賞的な価値と日持ちに関して、最低限の基準を保証する。
- c) 顧客向けの全商品は、品質が保たれるように、取り扱い、保存し、包装する。(第 2 章:品質および物流の管理を参照)
- d) 認証を取得した会社は、顧客の仕様にあわせて、加工(生ものでない)商品や付属品を供給する。
- e) 認証を取得した会社は、明らかにボトリチス病に冒されているか、ボトリチス病の疑いありと検査結果が出ている商品を購入、または取引しない。

1.2. 品揃え

- a) 認証を取得した会社は、要求を満足させるために必要な数の供給者を持っている。第3章:サプライチェーンにおける協力体制を参照。
- b) 会社は、購入した商品の何パーセントがサステイナブルな／又は認証取得の商品(例えば、MPS-ABC、MPS-SQ、GLOBALG.A.P.又は同等、EKO、Milieukeur、Fair Trade、等)であるかを示す。
- c) この割合をベースに、会社はこの割合を増加させるための実行計画と目標パーセントを毎年作成する。

1.3 品質規格

- a) ロット識別のために在庫記録の中に、認証を取得した会社は、商品の多岐にわたる品質レベルのための品質カテゴリーを使用する。
- b) 認証を取得した会社は、できる限り顧客の注文を客観的に理解する。売り手と買い手は、特定のロットから、顧客の品質要求と好みに合うような園芸生産物及び／又は樹木を選び出すことができる。
- c) 認証を取得した会社は、主観的な品質要求と顧客の好みに関する情報を効果的に交換するように、仕入、販売、と物流スタッフとの間に、協議体制を整えている。協議に関する打合せ内容は記録される。

1.4. 物流（全般）

- a) 認証を取得した会社は、園芸生産物及び／又は樹木の供給において高い信頼（該当する場合、顧客の特別な要求に沿うよう）を得ている。
- b) 受注を承諾する前に、認証を取得した会社は、出荷についての契約が確実に（又は、該当する場合、顧客と合意した関連する許容範囲に従って）履行できるか見極める。

1.5. プロセスマネジメント（全般）

- a) 認証を取得した会社は、仕入、販売、物流プロセスの記述を持っている。以下は、プロセスの記述の中で記録される。
 - プロセス中の重要ポイント(最重要ポイントは最低限の要求事項として第2章にある。プロセスの記述は少なくともこれを含まねばならない)。
 - 重要ポイントの構成。
 - プロセスが独自の構成か、又は、顧客と結んだ契約が履行可能かをモニターするために必要なチェックポイント。
- b) 認証を取得した会社はチェックが実施された記録を保有する。
- c) 認証を取得した会社は、業務が正確に行われるよう、注文、ロット、出荷品に関する情報を、スタッフに書面で提供する。

2. 品質および物流の管理

2.1. 受入検査

- a) 認証を取得した会社は、入荷した園芸生産物、樹木、及び／又は食用植物のすべてのロットについて到着時に、商品が入荷規準を順守しているか、会社の品質基準を満たしているか、商品が十分に新鮮であるか確認をする。もし全ての商品のチェックが不可能な場合、信頼度を保証するための代表的な数量のサンプルチェックを行う。
- b) チェック担当者はこの受入検査に対しての自分たちの責任を自覚し、十分な関連知識を持ち、顧客の要求を理解している。

- c) 認証を取得した会社は、チェック担当者が確認すべき重要ポイントについての情報について、利用できる体制をとっている。この情報には商品規格も含まれる。
- d) 基準未達を発見した場合は、内部及び外部の責任者に報告する。
- e) 基準未達が発生した場合、認証を取得した会社は、少なくとも基準未達の内容、供給者名、及びその後の対応を記録する。
- f) 認証を取得した会社は、入荷した園芸生産物、及び／又は樹木の全てのロットについて鮮度チェックを行う。(2.1.a 参照)
該当する場合、認証を取得した会社は、特定顧客及び／又は国関連の要求(例えば米国における土が付着していない球根の要求)を考慮しなければならない。

2.2. 保管

- a) 該当する場合、認証を取得した会社は、生産物の保管条件を満たすスペースを持っている。保管場所と温度／湿度は、生産物の特性に適合している。例えば、以下のような範囲／区画で区別される。:切花のための低温エリア、切花のための若干高めの低温エリア、鉢物エリア、食用植物のエリア。
- b) 出荷予定の園芸生産物は、少なくとも夜間は温度調節のできるスペースに保管される。
- c) 認証を取得した会社は、保管スペースの温度を測定し、記録する。温度に関して基準未達が発生した場合(例えば人為的ミスによって)はその内容と対応を記録する。

2.3. 在庫管理

- a) 認証を取得した会社は、園芸生産物、樹木及び／又は食用植物のロットについて、ロットレベルでの在庫管理システムを有している。ロット毎に、在庫管理システムは、最低限、生産物情報(品種、栽培品種、タイプ)、入荷日、供給者情報、購入日の記録を含む。
- b) 認証を取得した会社は不良品の量とその理由を記録する。
- c) 認証を取得した会社は、梱包材料の在庫量の変化が常時わかるように記録する。(台車数、バケット数を含む)
- d) 認証を取得した会社は、毎営業日終了後に入荷日と鮮度を記載した在庫リストをチェックする。
在庫リストで最低限の品質基準を満たしていないとされるものは、目視で判断し、
－使用不可の場合は、在庫から外すか
－限定仕様にも合わない場合は、規格外品として表示される。

2.4. 中間品質検査

- a) 認証を取得した会社は、保管中の園芸生産物、樹木及び／又は食用植物の品質、及び／又は、保管のための必要条件(該当する場合、温度、湿度、保管日数)をチェックする。
- b) 認証を取得した会社は、出荷、加工の際、園芸生産物及び／又は樹木の品質検査を行う。この仕事の担当者は検査の責任を自覚し、この検査を行うことが可能な充分な情報と実証可能な関連知識を持っている。
- c) 園芸生産物、樹木及び／又は食用植物の鮮度は、取扱い、加工、出荷の際にチェック、及び記録される。

2.5. 配送

- a) 認証を取得した会社は、顧客と合意した方法で園芸生産物及び／又は樹木を出荷する。可能な限り、過去の取引経験から学んだ顧客の意向を反映させる。
- b) 認証を取得した会社は、園芸生産物及び／又は樹木を分荷する時に、在庫から特定のロットを特定の顧客へ割り当てるといような仕組みを持っている。(1.3b”品質規格”の項も参照)
- c) 認証を取得した会社は、商品を間違いなく、正しい顧客に配送する責任がある。顧客の注文により購入された、園芸生産物、樹木及び／又は食用植物のバッチを、分荷の際に他の顧客のものと混同しないような仕組みを持っている。

2.6. 処理および取り扱い（樹木には適用されない）

- a) 認証を取得した会社は、商品の品質が損なわれるリスクを最小にするために、加工と処理を行う際に厳重な管理を行う。最低限、以下の手順が踏まれる。
 1. 温度調節が可能な作業場で、温度を測定し、記録する。少なくとも異常が起きた時はその旨を記載する。
 2. 梱包材料の取り除き、再包装する時: 損傷を避けるために慎重な方法で行う。
 3. 花束を作製するとき:
 - ・花束に使用する花の品質と鮮度の確認
 - ・作製する花束の仕様を、書類あるいはサンプルの形で提供
 - ・花束に過度に短い茎が含まれないように、適切な茎の切断の確認
 4. 日持ち剤を与える時: 投与量や使用方法に関する書面がある。もし、ミキサーが使用されている場合は、そのミキサーの設定が適切にセットされているかを確認する。
 5. 花を水に入れておくとき: バケツ内の水温は上限12℃とし、水温をチェックし記録する。もし顧客がこれ以上低い温度を望む場合は、これに応じる。
 6. すべての包装作業: 包装作業が適正に行われているか、ランダムにチェックする。この検査は包装作業を行った人以外の人によって行う。
- b) すべての作業は衛生的な方法で行う。最低限、以下の事項を含む。
 1. 切花を水に入れる場合、清潔なバケツと新鮮な水道水を使用する。
 2. テーブルは、各作業、注文品ごとに整理する。
 3. 切花・鉢物の加工処理場所(冷蔵施設を含む)は、一日一度は掃除をし、日常的に清潔に保つ。
 4. 全体的に秩序があり、整理整頓している。

2.7. 出荷

- a) 認証を取得した会社は、顧客の注文に基づき、商品数とパッケージ、及び商品内容をチェックする。
- b) 認証を取得した会社は、注文品が加工や出荷の様々な時点で、決められた納期に遅れていないかどうかをチェックする。
- c) 認証を取得した会社は、加工と出荷の過程において、出荷品が注文内容と合っているか確認する。最終チェックのために、それぞれのチェック作業で合格した事を目に見える形で記入する。最終チェックは最終チェック責任者が行う。最終チェック責任者も目に見える形で出荷の承認を記録する。
- d) 認証を取得した会社は、納期・注文内容の確認の際、明らかになった遅延・不具合・その他の不備を記録する。
- e) 出荷に関して顧客から特別な要求があった場合、これらの要求に対応する。(委託会社への要求も含む)

2.8. 輸送

- a) 認証を取得した会社は、必要な場合、温度調節が可能な車(商品特性に応じた温度調節輸送)で商品を輸送、又は受け入れる。
- b) 認証を取得した会社は、輸送業者へ望ましい温度で商品を出荷する。輸送業者は輸送中、合意した温度が保たれることを保証する。
- c) もし、むき出しの根の樹木が輸送される場合、これらを覆わなければならない。

2.9. トレーサビリティ

- a) 認証を取得した会社は、園芸生産物、樹木及び／又は食用植物についての情報を添付している。下記の事項は最低限、明記する：
 - 1.商品ごとの識別
 - 2.商品の品質区分
 - 3.会社の定めた方法(例えば、ラベル、在庫番号、セリ販売、配送伝票、置き場所等 2.7.c 出荷も参照)による検査状況(例えば受入検査は実施されたか?)
- b) 認証を取得した会社は、全ての出荷ロットについて、どの従業員またはどのグループの従業員がチェックや加工に携わったのかを確認することができる。
- c) 認証を取得した会社は、全ての商品について直接の供給者を記録する。市場で購入した場合は市場への供給者を記録する。原産国は明記する(法的要件)。
- d) 認証を取得した会社は、顧客へのすべての出荷と、出荷した商品(品種、量、等級など)を記録する。
- e) 購入ロット・加工・顧客への配送の記録は、商品の元々のサプライヤーが明らかに確認できる。以下の場合、ロットの完璧なトレーサビリティは必要ではない。
 1. 花束及びミックストレイの場合。・・・花をまとめる際にどのロットを使用したか記録する。
 2. 複数の入荷ロットから同じ品質の商品を混ぜ合わせた場合。・・・混ぜ合わせた時点で使用したロットを記録する。
- f) 切花の場合は少なくとも 3 週間、鉢物の場合は少なくとも 6 週間、出荷した切花・鉢物の追跡ができる管理システムがある。樹木は供給後1成育シーズン追跡できなければならない。
- g) 記録の保管期間は、記録の種類と法律の規定によって定められる。当初のチェック記録は、基準外品の記録に加えて保管される。苦情処理が行われている場合は、苦情処理がすべて終了するまで記録を保管する。アセスメントレポートとその他の組織に関連する記録は少なくとも6ヶ月間保管する。
- h) 使用された包装材は識別される。
- i) 特定品質マークのある商品(例:MPS-ABC、MPS-SQ、EKO、milieukeur)の場合、品質マークを付けたまま購入者に提供する。これらの商品は、書類および現物を入荷から出荷まで他の商品と区別する。

3. サプライチェーンにおける協力体制

3.1. 仕入

- a) 認証を取得した会社は、仕入基準に基づいて、i) 品質、ii) トレーサビリティ、iii) 正確な納期の確保が可能な供給者から商品を仕入れる。認証を取得した会社は、供給者がこれらの仕入基準を順守しているかチェックする。
- b) 切花、鉢物の仕入れにおいて、認証を取得した会社は最低限次のことに注意を払う：
 1. 仕入基準
 2. 供給者の選択
 3. 品種の選択
- c) 花束の仕入や加工委託の場合であっても、認証を取得した会社は、少なくともフロリマークGTP認証か、それと同等の認証を満たすことのできる供給者を利用する。認証を取得した会社は、供給者が、有効な認証を保有しているかどうかをチェックする。
- d) 認証を取得した会社は基準未達があった場合、すべてを特定し、記録する。構造的かつ重大な基準未達は、記録されるとともに関係する供給者及び/或いは顧客に連絡される。

3.2. 出荷の問題について顧客への情報提供

- a) 認証を取得した会社は、もしどうすることもできない状況や予測できない状況により合意を満たすことができない場合（例えば品種、品質区分、原産地、特別な品質要求などについて）、園芸生産物、樹木、及び食用植物の出荷前できるだけ早い時期に、顧客と話し合いを持つ。

3.3. 生産者との情報交換

- a) 認証を取得した会社は、選ばれた生産者、または定期的に園芸生産物、樹木、及び/または食用植物を仕入れる生産者に対して、積極的な関係作りを行う。少なくとも以下の情報は、組織的に情報交換される。
 1. 生育の状態
 2. 新しい品種及びその他の新開発
 3. 供給量の大きな変化
 4. 品質問題と苦情
 5. 望まれる、または要求される認証、及び発行された認証
 6. 市場情報のフィードバック
- b) 認証を取得した会社は基準未達があった場合、すべてを特定し、記録する。構造的かつ重大な基準未達は、記録されるとともに関係する供給者及び/或いは顧客に連絡される。
- c) もし顧客から、MPS への参加状況や労働環境といった生産者の生産条件に関して問い合わせがあった場合、認証を取得した会社は正確な情報を与えることができる。
- d) 供給者から園芸生産物、樹木、及び/または食用植物の特別な取り扱いを求められた場合、その要求を実現させなければならない。

3.4. 苦情処理

- a) 認証を取得した会社は提供された園芸生産物、樹木、及び／または食用植物及びサービスに関する顧客からの苦情（いわゆる苦情だけではなく、商品の品質・出荷・請求などに関するコメントについて）の記録を保持する。
- b) 認証を取得した会社は顧客に対し、苦情の迅速な処理を確実に行う。
- c) 認証を取得した会社は定期的に苦情をとりまとめ、苦情の傾向と原因をあらゆる側面から分析する。課題設定と実行計画は、この分析内容と関連する。
- d) 認証を取得した会社は、顧客からの苦情や、社内のチェックで発見された園芸生産物、樹木、及び／または食用植物の品質における基準未達について、直接の供給者にフィードバックする。フィードバック先は苦情がどこで起こったかによって変わる。

3.5. 顧客満足度調査

- a) 認証を取得した会社は、年一回、代表性をもったパーセンテージの顧客から商品の品質やサービスの満足度についてきちんとした形で情報を把握する。そのために企業は顧客満足度調査を行う。調査結果は記録され、関係部署間で協議される。その改善対策を実施し、記録する。

4. 社内組織、倫理、環境

4.1. 品質と環境方針

- a) 認証を取得した会社は、品質に関する会社目標を表す、文書化された方針書を持つ。
- b) 認証を取得した会社は方針の中で実行する改善目標を明記している。
- c) 企業は、会社の代表者により署名された環境方針声明を有しなければならない。
環境方針表明は少なくとも下記の点に注意を払う：
1. 全体的な会社の環境に関する方針と目標
 2. どのように環境方針を環境目標に反映させるか
 3. 目標達成のために、どのような行動、活動、努力を行うか(従業員の教育、訓練等)
 4. 環境活動成果の観察と記録
 5. 目標達成度合いの評価
 6. 評価に応じた、3年毎の環境方針の修正
- d) 認証を取得した会社は、廃棄物の削減目標と、環境面から見て責任ある態度でどのように廃棄物を処理するかを記述した計画を作成し、実行しなければならない。
1. 環境汚染の全ての原因は、会社の全過程でリスト化され、記録されなければならない。
 2. 会社により生み出される廃棄の可能性のある全ての生産物は、リスト化され、記録されなければならない。
 3. 分かり易い、最新の、記録された行動計画があり、以下の記述がある。
 - i 廃棄物を減少させ、環境汚染を防ぐ方法
 - ii 環境面から見た責任ある態度で廃棄物を処理する方法(分別とか焼却回避、例えばリサイクルで)
 4. 目に見える行動と対策も会社にある。それらは会社で廃棄計画が実行されているという事実を裏付ける。
- e) 会社は年度毎に以下を作成する。
1. 使用設備と空調場所の保守、点検計画
 2. 生産物に関係するすべての用具の洗浄(容器、バケツ等)、及び加工場(冷蔵場所を含む)に対する清掃計画。このプランには最低限、以下を含む。
 - i 必要とされる作業
 - ii この作業をどのような頻度で行うか
 - iii 作業の実行、及び点検の責任者名
 - iv 作業記録
 - v 点検計画と洗浄計画が実行される場所

4.2. 従業員規定、研修、および安全管理

- a) 認証を取得した会社は、従業員が自らの役割の中で能力を発揮できるような人事・研修制度を持っている。
- b) 認証を取得した会社は新入社員には規定された新人研修プログラムを受けさせる。
- c) 認証を取得した会社は、計画に従って研修を行う。現在の従業員のレベルと、それぞれの役割に必要な基本的知識を見極める。従業員に必要な研修が検討され、従業員の実績評価面接において話し合われる。研修計画と、付随する長期計画は、研修ニーズの棚卸を基に考案される。必要な場合、計画や長期計画は、例えば業績評価面接で調整される。

- d) 事故および非常事態の処置と対応はスタッフに明確に説明されている。
- e) 認証を取得した会社は、定期的に、衛生・安全性・複雑な機械の使用法、および職務上のリスクに関して説明する。新入社員、中途採用社員に対しても同じ説明する。
- f) 認証を取得した会社は、業界の知識および特定の危険を周知させることによって、安全かつ衛生的な労働環境を保証する。作業中に発生する偶発的事故や傷害を防止するために、作業環境に特有のリスクを最小限に抑えられるよう適切な措置が取られている。
- g) 従業員に衛生的なトイレ、飲料水を提供する。冷蔵庫を設置する場合は、衛生的に管理する。
- h) 宿泊設備は(提供するのであれば)衛生的で安全なものとし、従業員の基本的要求を満たすものとする。
- i) 認証を取得した会社は、実行されている「作業危険一覧とその評価(RIE)」を有し、RIEをベースとして実行計画を確立している。実行計画は、基準未達、取るべき行動、時間計画、責任者等の要素が含まれていなければならない。
- j) 応急手当や緊急対応の訓練を確実に受けた、十分な人数の従業員がいる。これらの従業員は、定期的に再訓練講習に参加しなければならない。また、参加したことを明らかにしておかなければならない。各部署内で最低1名、応急手当や緊急対応講習、及び再訓練講習を受けた従業員がいなければならない。
- k) 十分な応急手当の用意が作業場所の決められた場所にある。救急箱が全ての作業場所に、利用可能な状態で完備されている。
- l) 安全衛生に関するアクシデントは記録されなければならない。

4.3. 職務、責任、権限

- a) 認証を取得した会社は組織的構造を持つ。
- b) 認証を取得した会社は社内の全ての職位の責任と権限、職務を文書にする。また、その職位の者が不在の場合に備えて代理に関する必要な取り決めが文書化されている。
- c) 認証を取得した会社は、全ての従業員に対して、最低年に1回、実績評価面接を行う。この面接は会社が規定した方法に基づいて行われる。前回の面接の結果が次回の面接のベースとなる。
- d) 地域あるいは国家のそれに該当する規則および ILO 規約(www.ilo.org)を、雇用条件という点に関して、順守していることを証明出来る。少なくとも、次にに関する規則は満たされなければならない。
 1. 職の選択の自由:強制労働の禁止
 2. 組合参加の自由:全従業員は、組合のメンバーとなること、また彼ら独自の組合を設立すること、そして集団で協議することの特権を有する。
 3. 未成年労働の禁止:従業員の最少年齢は(親族も含む)、地方と国の法律、ILO 規約に従う。18 歳以下の子供は、夜間、および危険な状態の下での労働は禁止されている。文書には、従業員の生年月日といった詳細事項が記録される。前述の法規を会社は周知している。
 4. 賃金:総賃金支払額は、労働協約での合意がなされない限り、国家および地域の規則および法規制を満たしている。労働時間、出来高、給与を示す会社規程を保有する。懲戒処分としての賃金の合算は認められず、さらに、国家の法規制で規定されていない場合には、賃金の合算は、当事者である従業員の受諾表明がなければ認められない。
 5. 労働時間:労働時間は、労働関連法令と ILO 規約と労働協約条項に従い決定する。各従業員の労働時間は就業規則に明記されている。
 6. 差別の禁止:差別は、任命、報酬、トレーニング、昇給、契約解除または退職(例:人種、皮膚の色、国籍/民族、宗教、身体障害、性別、結婚歴、労働組合員または政党)に関しあってはならない。

7. 通常の雇用関係により生ずる労働または社会保障に関する法規制または規則上発生する従業員に対して行うべき義務は、スキルの向上または通常業務の提供を意図していない契約の締結、業務委託契約、在宅勤務または業務の割り当てに関わる規則により、免除されるものではない。また、上述の義務は、期限付きの雇用契約を多く採用することによって免除されるものではない。部分的な契約ではなく、契約のすべてについて雇用者と被雇用者が署名している場合、文書には、上記の点への言及を含む雇用契約書および行動規範(国家レベルまたは私的レベル)を文書化したものが含まれる。
8. 年金制度:年金制度は、国の法令を満たさなければならない。文面により、会社は、規則を心得ていることを示す。
9. 医療制度:従業員とその親族は、医療制度を利用することができる。
10. 暴行、体罰、暴行の脅威、セクシャルハラスメント、他のハラスメント、暴言、脅迫は禁止されている。

4.4. 改善マネジメント

- a) 認証を取得した会社は、年1回、フロリマークGTPの要求事項を満たしているかの内部監査を実施する。監査結果として必要な措置が取られ、記録される。
- b) 認証を取得した会社は、改善、改善目標、目標達成に関して部門内、部門間で組織的な会議を設ける。
- c) 認証を取得した会社は改善活動の記録を保持する。
- d) 認証を取得した会社は提案された改善が決定された通りに遂行されたかチェックする。
- e) 認証を取得した会社は、年1回、生花でない(副次的な)商品とサービスについて、その供給者と協議する。(供給者が明らかに5社未満でない限り、最低主要5社) この協議の中で、現行協定が評価され、新たな協定として記録される。必要な場合、改善すべき取組み内容が作られる。
- f) 認証を取得した会社は、年1回、顧客と協議する。(顧客が明らかに5社未満でない限り、最低主要5社) この協議の中で、現行協定が評価され、新たな協定として記録される。新規顧客と合意された協定は、どこへ、いつ配送されるかとか、支払サイトや支払期限等を含んでいる。

4.5. 文書管理と保存

- a) 認証を取得した会社は品質マニュアルと記録(例えば実施されたチェックの記録、苦情の記録など)を保持する。
- b) 認証を取得した会社は管理責任者と文書の保管場所を特定する。
- c) 品質マニュアルの管理には以下が含まれる:プロセスの説明・作業指示・書式が明確に識別できる。(例えば発行日別、改定日別に管理するなど)さらにこれらは発行される前に、実用的で、読みやすく、もれがないことが確認されている。常に最新版が用意されていなくてはならない。
- d) 文書保管に必要なことは以下の通りである。分かりやすい識別表示(注文ごとにするなら注文番号及び/または注文名を付ける)、読みやすさが保持されていること、規定の保存期間に基づき保管されていること。

C MPS フロリマーク・トレード認証取得の必要条件

MPS フロリマーク・トレード認証を取得するには、以下の条件を満たしていなければならない。

- a) この文書の 0 章に含まれる必要条件
- b) この文書のセクション A に含まれる必要条件
- c) この文書のセクション B に含まれる必要条件
- d) 必要条件は下記の通りである

1. 必要条件全般

1.1. 品質システム

- a) 認証を取得した会社は、MPS-Florimark に関係する範囲の ISO 規格 9001 に基づく品質システム認証を取得。

PPENDIX A: 商標の例

